

予算項目	原水及び浄水費 － 委託料
委託番号	委託 第71号

設 計 書

課 長	課長補佐	室長	副務者	検算	主務者 (監督員)

年度	令和7年度	作成年月日	令和7年9月25日	履行期間	から
委託名	イオンクロマトグラフ(陽イオン類・陰イオン類)点検業務委託				令和8年2月27日
委託場所	豊岩豊巻字上野164 (豊岩浄水場 第三機器分析室)			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費用内訳				業 務 概 要	
		設計額(円)	摘要	対象：サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製	
	業務価格			イオンクロマトグラフ (陽イオン類・陰イオン類) 1 式	
	消費税等相当額			・ 部品交換 (全9品目)	
	業務委託費			・ 点検整備	
				・ 安定性試験	
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

業 務 委 託 費 内 訳 書

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務委託費							
	直接業務費						
		材料費	式	1			明細書第1号 ①
		労務費	式	1			明細書第2号 ②
		計					①+② ③
	間接業務費						
		諸経費	式	1			④
業務価格							③+④ ⑤
消費税等相当額			%	10			⑤×0.1 ⑥
業務委託費計							⑤+⑥

明 細 書

(第1号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費						
ピストン		個	4			
ピストンシール		個	4			
チェックバルブカートリッジ		個	4			
6port バルブ PMキット、6K		個	2			
シリンジ 250μL		個	2			
ニードル		個	2			
D2ランプ		個	1			
Viper交換オプション		個	2			
シリンジバルブ、3way		個	2			
計						

(第2号)

(第2号)

令和 7 年度

イオンクロマトグラフ
(陽イオン類・陰イオン類) 点検業務委託

特記仕様書

秋田市上下水道局

第1章 総 則

1 適用

本特記仕様書は、「イオンクロマトグラフ（陽イオン類・陰イオン類）点検業務委託」に適用する。

2 目的

本業務は、秋田市上下水道局のイオンクロマトグラフ（陽イオン類・陰イオン類）および関係機器の性能を維持し、故障発生を未然防止するため必要な点検を行うものである。

3 履行期限

令和8年2月27日まで

4 履行場所

豊岩浄水場 第三機器分析室
所在地：豊岩豊巻字上野164

5 対象機器

本特記仕様書で定める検査機器および関係機器は、次のとおりである。

サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製

イオンクロマトグラフ（陽イオン類・陰イオン類） 1式

(1) イオンクロマトグラフ Integrion RFIC 2台

（シリアルナンバー … 陽イオン類：17101547 陰イオン類：17101544）

(2) オートサンプラー AS-AP 2台

（シリアルナンバー … 陽イオン類：17090974 陰イオン類：17090586）

(3) 可視紫外検出器 ICS-VDW 1台（シリアルナンバー … 17101164）

(4) 超純水製造装置 ICW-3000 1台（シリアルナンバー … F7B79438D）

(5) データ処理装置 1式

6 業務の履行義務

受託者は、設計書、契約書、本特記仕様書および関係法令の規定に基づき、委託者の指示に従い相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

7 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法規等を遵守し業務を円滑に遂行しなければならない。

第2章 一般事項

1 業務管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、統括責任者を配置すること。
- (2) 統括責任者は、十分な経験を有する技術者を指名し、本業務における機器性能を十分に確保すること。

2 提出書類

受託者は、指定する期日までに次の書類を委託者に提出するものとする。

提出書類一覧

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	契約締結後、業務着手7日前までに提出	1
作業報告書 (作業写真を含む。)	業務完了後、速やかに提出	1
業務完了報告書	業務完了後、速やかに提出	1

3 安全管理

受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令や条例等の必要事項を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な処置を講じ、常に安全管理に努めなければならない。

4 衛生管理

受託者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たり、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

5 試験および検査

機器の試験および検査は委託者の立会いのもとで行うこと。点検作業終了後、機器の動作および性能を確認すること。

6 機器の保全

既存機器との整合性に留意し、他の業務に支障を来すことのないよう十分配慮しなければならない。既存機器および構造物を汚染又はこれに損傷を与えた場合は、受託者の責任で復旧しなければならない。

7 清掃等

業務終了時は、跡片付けおよび清掃等を実施し、環境整備に留意しなければならない。また、点検作業において生じた廃棄物は、受注者が適切に廃棄すること。

8 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。

9 疑義の解釈

本特記仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者との協議により処理するものとし、その他必要な事項については、受託者は委託者の指示に従うものとする。

10 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

受託者は、労働派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（労働省告示第37号）第2条第2号を遵守する。

第3章 業務内容

1 部品交換

次の部品を交換すること。

交換部品一覧

交換部品	部品番号	数量
ピストン	79857	4
ピストンシール	75768	4
チェックバルブカートリッジ	45994	4
6port バルブ PMキット、6K	75974	2
シリンジ 250 μ L	74306	2
ニードル	69914	2
D2ランプ	6074.111	1
Viper交換オプション	701-J03495	2
シリンジバルブ、3way	74304	2

2 点検整備

次の点検整備を実施すること。

(1) イオンクロマトグラフ Integrion 2台

ア 各部動作確認、分解、消耗部品交換、洗浄および調整

イ 耐圧確認

ウ ポンプ流量確認

(2) オートサンプラー AS-AP 2台

ア 各部動作確認、分解、消耗部品交換、洗浄および調整

イ 流路の液漏れ確認

(3) 可視紫外検出器 ICS-VDW 1台

ア 各部動作確認、分解、消耗部品交換、洗浄および調整

イ 圧力確認および調整

ウ ノイズの確認および調整

(4) 超純水製造装置 ICW-3000 1台

各部動作確認

(5) データ処理装置 1式

データ整理および動作確認

3 安定性試験

次の安定性試験を実施すること。

(1) 本市測定条件における動作確認

(2) 検量線の直線性確認

(3) 定量下限値における5回併行試験